

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 9 月 14 日

長野県立美術館
館長 松本 透

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 3 年度長野県立美術館移動展（伊那市） 作品等梱包・輸送・展示・撤去
請負業務
- (2) 業務の特質 令和 3 年度長野県立美術館移動展（伊那市）出品作品と資材の梱包・輸送・展示・
撤去
履行期間 令和 3 年 10 月 28 日（木）から令和 3 年 12 月 1 日（水）
まで（うち作業日計 4 日間）
- (3) 履行場所 長野県立美術館（長野市箱清水 1-4-4）
長野県伊那文化会館（伊那市西町 5776）
- (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額
に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があ
るときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税額
に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の
100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項
又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規
定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領（平
成 11 年 4 月 1 日付け 11 管第 35 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこ
と。
- (3) 過去に展覧会の作品輸送・展示・撤収業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 美術館施設における作業実績を有する、美術品取扱専門職員（専門講習を修了している者）を
業務従事者として確保できる者であること。
- (5) 美術品の輸送に関して、美術品専用車を使用できる者であること。

3 入札説明書の交付、交付期間及び交付場所並びに契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

- (1) 入札説明書の交付
本公告に係る入札に参加しようとする者の申し出により、入札に参加する者 1 人に対し 1 部
を無償で交付します。ただし、郵送の希望は受け付けません。
- (2) 入札説明書の交付期間
令和 3 年 9 月 24 日（金）の午後 3 時まで。
- (3) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市箱清水 1-4-4
長野県立美術館学芸課コレクション係 池田淳史
電話 026（232）0052

4 入札手続等

- (1) 契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和 3 年 10 月 1 日（金）午後 2 時
 - イ 場所 長野県立美術館事務所
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 3 年 9 月 24 日（金）午後 3 時まで前記 3 の（3）の場所に提出しなければなりません。
この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければなりません。
- (5) 入札保証金
政令第 1 6 7 条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 1 2 6 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 1 2 7 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第 1 6 7 条の 1 6 第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 1 2 6 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第 1 4 3 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第 1 2 9 条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。